

ある日突然に……

ATM

これ以上は
お借り入れできません！

エッ

!!!!

案内書
申込書
請求書

「借り過ぎ」は大変な事に！

お金の
問題、
気づき
キャンペーン

これまできちんと返済しているのだから、私は大丈夫!と思っている方。高金利でもがんばって返済できているから平気だ!という方。それは大きな間違いなのです。

問題なく返済を続けているとはいえ、消費者金融(サラ金等)から借入れしている場合、低利な融資に借り換えすれば返済金が減り生活が楽になります。3社150万円程度の借り入れなら、今すぐ労働組合・労金窓口にご相談ください。

**消費者金融（サラ金）やクレジットカードのキャッシングが
お手軽に利用できる時代は終わりました。あなたの借入は大丈夫？**

2010年
6月18日

「改正貸金業法」が完全施行されました。

主な改正点は……

- ◎ **総量規制** 借入残高が年収の3分の1を超える場合、**年収** 新規の借入ができなくなりました。

年収300万円の場合借入額は100万円までになります。
3社から利用すると

A社

30万円
(借入れ済)

B社

30万円
(借入れ済)

C社

50万円借入れ希望

40万円以下に減額されます



- ◎ **「年収を証明する書類」** 1業者から50万円を超えて借りる時、他業者からの借入れと合わせて100万円を超えて借りる時は、源泉徴収票や給与明細などが必要です。

- ◎ **「上限金利の引下げ」** 法律上の上限金利が29.2%から借入金額に応じて15～20%に引き下げられ、グレーゾーン金利は廃止されました。

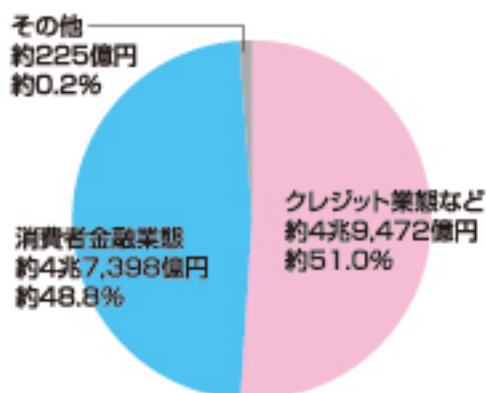
年収の3分の1を超えて借りる方法はないのですか？

あります。「総量規制」は借り過ぎ・貸し過ぎ防止を目的として借りることのできる総額に制限を設けるというものです。この「総量規制」の適用を受ける貸付は、基本的には消費者金融会社（サラ金）、クレジットカード会社、信販会社などノンバンク系からのキャッシング等、個人向け貸付が対象となります。この利用が数社あれば、その借入れの合計が「年収の3分の1以内」であることが必要となります。しかし、労働金庫は貸金業法の適用外ですので「年収の3分の1」に制限されることなくご利用いただけます。（労金の貸付には審査がありご希望に応じられない場合があります。）



年収の少ない人ほど大きな影響があります。

金融庁によると、クレジットカードでのキャッシングなどを合わせた消費者金融（無担保ローン）の利用者は約1,420万人（2010年3月末日）で、単純に計算しても全人口の約9人に1人が利用していることになります。また、日本貸金業協会によると、無担保ローンの総貸付残高のうち、キャッシングなどの利用が過半数を占めています（2010年2月末日）。



消費者向け無担保貸付 総額9兆7,095億円



このように多くの人が利用する貸金業者からの借入れですが、注意しなければならないのは総量規制はカード1枚の限度額ではなく、個人に与えられた信用の総額という点にあります。一般に年収の多い人ほど利用可能額は大きく、利用状況はこれまでとそれほど変わりません。ところが、年収が少なくなればなるほど利用可能額は小さくなるため「これ以上は利用できません」という状況に陥る可能性が高くなります。

今の生活を続けさらに良くするために。

低い金利に借り換えてみませんか？

現在の日本経済をみると、賃金の上昇や残業時間の増加はあまり期待できません。そして、近い将来「消費税が増税される」ことも現実味をおびてきました。今の生活を続け、さらに良くしていくには余分な出費を抑える必要があります。

さあ、今日から生活が楽になる返済方法を検討してみましょ。何も心配はいりません。あなたが相談する勇気を持てば、きっと見つかるはず。消費者金融など3社程度の利用であれば、低い金利の融資に借換えして一本化することで、借金完済に向けた計画が立てられます。

まずは、労働組合
ろうきんの窓口で
相談しましょう

金利の差でこれほど違います。

（上限金利が引き下げられたとはいえ、15~20%という金利はまだまだ高すぎます。）

〔100万円を元利均等払い5年で返済する場合〕

	金利	毎月の返済額	5年間の返済総額
消費者金融	20%	26,493円	1,589,633円
セーフティ	15%	23,789円	1,427,395円
労働組合	8.15% ※1	20,348円	1,220,895円

※1 2010年7月30日現在



なんと!

20%では、368,738円
15%でも、206,500円

家計支援となります!

改正貸金業法などについて よくあるご質問

QA

総量規制の対象となる借入れはどのような借入れですか？

貸金業法の適用を受ける業者からの貸付です。基本的にはサラ金（消費者金融）や信販会社・クレジット会社のキャッシング等の個人向け貸付が対象です。不動産購入のための住宅ローンや自動車担保ローン、高額な医療費等は除外・例外となります。

QA

クレジットで買い物した分も「年収の3分の1」以内でないといけないのですか？

いいえ。クレジット会社のカードで買い物した分は対象となりません。クレジットカードで現金を借りる場合に対象となります。



QA

年収の3分の1を超える借入れがある場合、すぐに返さないといけないのですか？

いいえ。契約通り返済すれば問題ありません。ただし、新規の借入れはできません。



QA

1社からの借入れが「年収の3分の1」以内であればいいのですか？

いいえ。数社から借りている場合はその借入れ合計が「年収の3分の1」であることが必要です。



QA

銀行からの借入れを合わせると「年収の3分の1」を超えてしまいます。

労働金庫、銀行、信用金庫、信用組合などは、貸金業法の適用外ですので、年収の3分の1には含まれません。



QA

借入れの残高が「年収の3分の1」を超えているかどうか、どのように調べるのですか？

貸金業者を利用すると個人の信用情報が「指定信用情報機関」に集められ、借り手の残高などデータが把握できる仕組みになっています。これにより、貸金業者は借り手の信用情報を見ながら貸付の可否を判断することになります。

QA

主婦の場合、収入がありませんが借入れはできないのですか？

配偶者の同意を得て借入れすることが出来る場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての同意書などが必要です。この同意書は配偶者が借入れの事実を承認するもので連帯保証人ではありません。

QA

金利が下がるということですが、これまでの借入れにも適用されますか？

されません。ただし、利息制限法の利率を超えての貸付はそもそも無効です。利息制限法に引きなおし、債務残高を圧縮したり過払い金があれば返還するよう求めることは可能です。



QA

「気づきキャンペーン」という言葉をよく耳にしますが、どのような内容ですか？

労福協と労金が連携して取り組んでいるキャンペーンで、消費者金融（サラ金）などの利用が3社程度、残高150万円程度の比較的取引の短い利用者に労金への借換えを勧める運動です。



QA

複数の消費者金融（サラ金）からの借入れがあるのですか？

以前から労福協と労金は多重債務の救済運動を実施しています。勇気を持って労働組合または労金の窓口にご相談ください。



借金の解決は必ずできます！

長野県労働者福祉協議会（ライフサポートセンターながの）

〒380-8710 長野市立町978-2 労済会館2F

相談先電話番号 ☎ 0120-39-6029